

県有地の一時貸付要項

兵庫県未利用地の一時貸付を希望される方は、この要項を熟読し、次の各事項をご承知のうえ、申請してください。

1 貸付の概要

(1) 貸付の内容

兵庫県未利用地の一時貸付

(2) 貸付期間

令和8年3月31日までの期間

貸付料の見込額が50万円を超える場合は、一般競争入札により決定を行うことになりますので、申込先までご相談ください。

貸付期間の延長は、原則として行いません。

(3) 貸付料

貸付料は、貸付物件一覧に定める月額単価を基本とします。ただし、貸付期間が1ヶ月未満の場合は、月額単価をその月の日数で除して得た額に貸付日数を乗じた額(1,000円未満切り上げ)とします。

(4) 貸付可能な用途

臨時的・一時的な使用であって、恒常的な工作物等の設置や建造物の建設は認めません。(例：臨時駐車場、資材仮置き場、イベント会場、仮設展示場)

(5) 利用制限される用途

- ① 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ② 風俗営業、政治的・宗教的中立を損なう用途、その他社会通念上不適切と判断される用途
- ③ 破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途
- ④ 産業廃棄物置場、廃棄を目的とする砂利・砂・残土置場、堅固の基礎を有するもの(建物を含む)、振動・騒音・悪臭の著しい用途
- ⑤ その他、県有地貸付に適さない用途

(6) 貸付物件

- ① 各貸付物件は一覧のとおり
- ② 各貸付物件の詳細は、別添物件調書記載のとおり
- ③ 掲載物件でも借受者が決定し又は契約手続中の場合がありますので、希望する場合は、まず、電話にてお問い合わせください。

2 申請の資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り申し込みすることができます。ただし、次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意

権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ④ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 国税（法人税又所得税及び消費税をいう。）及び地方税について滞納がある者。
- ⑧ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかった者
- ⑨ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- ⑩ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑪ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

3 申し込み方法

借受希望者は、借り受けを希望する期間の初日の1ヶ月前までに普通財産一時貸付申請書を持参又は郵送により下記まで申し込みください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

[申込先]

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館）
兵庫県 管財課 財産管理班
TEL 078-362-3111（財産管理班直通）

- 受付時間は午前9時から午後5時までです。
なお、土曜日及び日曜日、祝日の受付は行いません。

電話・ファックス・インターネットによる受付は行いません。

普通財産一時貸付申請書には、物件番号、貸付期間のうち希望する期間、使用方法等を記載してください。

ただし、申請は、先着順で受け付けていますので、問い合わせ時、申請時ですでに貸付者が決定している場合があります。その場合は、速やかにその旨をお知らせします。

4 無効となる申請

次のいずれかに該当する申請は、無効となります。

- (1) 資格のない者が行った場合
- (2) 申請に関して不正な行為を行った場合
- (3) 申請者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）、金額の記載及び押印の漏れ、並びに判読不能なものがある場合
- (4) 受付開始日前に到達したもの

5 借受者の決定方法

普通財産一時貸付申請書の希望期間、用途等を審査のうえ適当と認められれば、申込者あて決定を通知します。

貸付希望期間における貸付料の見込額が50万円を超える場合は、後日、入札により決定することになります。

6 借受者の決定

貸付の申込に際しては、下記の書類を提出してください。

- ① 個人の場合：印鑑登録証明書
- ② 法人の場合：印鑑登録証明書及び役員一覧（法人の場合のみ）

※ 証明書類は、3ヶ月以内に発行されたものをご用意ください。

7 貸付料の納付

貸付料は、県が発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納付してください。

8 契約の締結

貸付料が納付された日に県有地一時貸付契約書により契約を締結します。

9 契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

- (1) 借受者が契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき
- (3) 2に定める申請の資格要件の①～⑪に該当したとき

10 借受者の自己都合による契約の解除

借受者の自己都合により契約を解除した場合、既に納めた貸付料は還付しません。

11 貸付契約期間中の使用制限及び維持管理責任

- (1) 県有財産賃貸借契約書に記載された用途を遵守してください。
- (2) 貸付物件の転貸又は賃借権の譲渡はできません。
- (3) 貸付に際して生じる一切の費用について、県は負担しません。

12 貸付契約の終了

- (1) 貸付期間の満了期日までに、貸付物件を借受者の責任と負担において、原則、原状に回復したうえ返還してください。
- (2) 原則、期限の延長は行わず、期間満了をもって終了となります。引き続き貸付を希望する場合は、新たな申請が必要です。（ただし、先着順となります）

普通財産一時貸付申請書

年 月 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話() -

電子メール

下記のとおり普通財産の貸付けをしてください。

記

- 1 貸付けを受けようとする普通財産(県有地)の物件番号、所在地、区分、面積

物件番号:

所在地:

区 分: 土地

面 積: m²

- 2 使用する用途又は利用計画

- 3 貸付けを受けようとする期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

- 4 貸付けを受けようとする理由

- 5 添付書類

(1) 平面図、その他関係図面

(2) 利用計画書

(3) ① 個人の場合: 印鑑登録証明書

② 法人及び団体の場合: 印鑑証明書及び役員一覧

◆ 申請に当たっては、次の内容を制約のうえ、□にレを記入してください。

□ 国税及び地方税の滞納がありません。

□ 自己又は自己の団体の役員等は、兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例35条)第2条第1号に規定する暴力団員、第3号に規定する暴力団員または兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者には該当しません。

※ 兵庫県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、兵庫県警本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

役 員 一 覧 表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考				

※ 欄が足りない場合は適宜追加してください。